

人民法院による財産保全事件の処理 における若干の問題に関する最高人民法院の規定（日本語訳）

出典：最高人民法院ウェブサイト掲載「最高人民法院关于人民法院办理财产保全案件若干问题的规定」（法释〔2016〕22号）及び「最高人民法院关于修改《最高人民法院关于人民法院扣押铁路运输货物若干问题的规定》等十八件执行类司法解释的决定」（法释〔2020〕21号）

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/30101.html>

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/282661.html>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

【原文】为依法保护当事人、利害关系人的合法权益，规范人民法院办理财产保全案件，根据《中华人民共和国民事诉讼法》等法律规定，结合审判、执行实践，制定本规定。

【訳文】当事者及び利害関係人の合法的な権益を法に基づき保護し、人民法院による財産保全事件の処理を規範化するため、「中華人民共和國民事訴訟法」等の法律の規定に基づき、審判及び執行の実践を踏まえ、この規定を制定する。

第一条

【原文】当事人、利害关系人申请财产保全，应当向人民法院提交申请书，并提供相关证据材料。

【訳文】当事者又は利害関係人が財産保全を申し立てるときは、人民法院に申立書を提出し、かつ、関連する証拠資料を提供しなければならない。

【原文】 申请书应当载明下列事项：

【訳文】 申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

【原文】 （一）申请保全人与被保全人的身份、送达地址、联系方式

【訳文】 （1）保全申立人及び被保全者の身元、送達先住所及び連絡方法

【原文】 （二）请求事项和所根据的事实与理由；

【訳文】 （2）請求事項並びにその根拠となる事実及び理由

【原文】 （三）请求保全数额或者争议标的；

【訳文】 （3）保全を請求する額又は係争目的物

【原文】 （四）明确的被保全财产信息或者具体的被保全财产线索；

【訳文】 （4）被保全財産についての明確な情報又は被保全財産についての具体的な手がかり

【原文】 （五）为财产保全提供担保的财产信息或资信证明，或者不需要提供担保的理由；

【訳文】 （5）財産保全のために担保を提供する財産についての情報若しくは資力・信用の証明、又は担保の提供を要しない理由

【原文】 （六）其他需要载明的事项。

【訳文】 （6）その他記載を要する事項

【原文】 法律文书生效后，进入执行程序前，债权人申请财产保全的，应当写明生效法律文书的制作机关、文号和主要内容，并附生效法律文书副本。

【訳文】 法律文書が効力を生じた後、執行手続に入る前に、債権者が財産保全を申し立てるときは、効力を生じた法律文書の作成機関、文書番号及び主な内容を明記し、かつ、効力を生じた法律文書の副本を添付しなければならない。

第二条

【原文】 人民法院进行财产保全，由立案、审判机构作出裁定，一般应当移送执行机构实施。

【訳文】 人民法院が財産保全を行うときは、事件受理部門又は審判部門が裁定をし、通常は執行部門に移送して実施させなければならない。

第三条

【原文】 仲裁过程中，当事人申请财产保全的，应当通过仲裁机构向人民法院提交申请书及仲裁案件受理通知书等相关材料。人民法院裁定采取保全措施或者裁定驳回申请的，应当将裁定书送达当事人，并通知仲裁机构。

【訳文】 仲裁の過程において、当事者が財産保全を申し立てるときは、仲裁機関を通じて、人民法院に申立書及び仲裁事件受理通知書等の関連資料を提出しなければならない。人民法院は、保全措置をとる旨の裁定又は申立てを却下する旨の裁定をしたときは、裁定書を当事者に送達し、かつ、仲裁機関に通知しなければならない。

第四条

【原文】 人民法院接受财产保全申请后，应当在五日内作出裁定；需要提供担保的，应当在提供担保后五日内作出裁定；裁定采取保全措施的，应当在五日内开始执行。对情况紧急的，必须在四十八小时内作出裁定；裁定采取保全措施的，应当立即开始执行。

【訳文】 人民法院は、財産保全の申立てを受理した後、5 日以内に裁定をしなければならない。担保の提供を要するときは、担保が提供された後 5 日以内に裁定をしなければならない。保全措置をとる旨の裁定をしたときは、5 日以内に執行を開始しなければならない。緊急の場合には、48 時間以内に裁定をしなければならない、保全措置をとる旨の裁定をしたときは、直ちに執行を開始しなければならない。

第五条

【原文】 人民法院依照民事诉讼法第一百条规定责令申请保全人提供财产保全担保的，担保数额不超过请求保全数额的百分之三十；申请保全的财产系争议标的的，担保数额不超过争议标的价值的百分之三十。

【訳文】 人民法院が民事訴訟法第 100 条【訳者注：現行の民事訴訟法（2023 年改正）では第 103 条第 2 項】の規定により保全申立人に財産保全の担保の提供を命ずるときは、担保の額は、保全を請求する額の 30%を超えないものとする。保全を申し立てた財産が係争目的物であるときは、担保の額は、係争目的物の価額の 30%を超えないものとする。

【原文】 利害关系人申请诉前财产保全的，应当提供相当于请求保全数额的担保；情况特殊的，人民法院可以酌情处理。

【訳文】 利害関係人が訴え提起前の財産保全を申し立てるときは、保全を請求する額に相当する担保を提供しなければならない。特別な事情があるときは、人民法院は、事情を斟酌して処理することができる。

【原文】 财产保全期间，申请保全人提供的担保不足以赔偿可能给被保全人造成的损失，人民法院可以责令其追加相应的担保；拒不追加的，可以裁定解除或者部分解除保全。

【訳文】 財産保全の期間中に、保全申立人が提供した担保が被保全者に生じ得る損失を賠償するのに足りないときは、人民法院は、保全申立人に相応の担保の追加を命ずることができる。追加を拒んだときは、保全の全部又は一部を解除する旨の裁定をすることができる。

第六条

【原文】 申请保全人或第三人为财产保全提供财产担保的，应当向人民法院出具担保书。担保书应当载明担保人、担保方式、担保范围、担保财产及其价值、担保责任承担等内容，并附相关证据材料。

【訳文】 保全申立人又は第三者が財産保全のために物的担保を提供するときは、人民法院に担保書を提出しなければならない。担保書には、担保提供者、担保の方式、担保の範囲、担保財産及びその価額、担保責任の負担等の内容を記載し、かつ、関連する証拠資料を添付しなければならない。

【原文】第三人为财产保全提供保证担保的，应当向人民法院提交保证书。保证书应当载明保证人、保证方式、保证范围、保证责任承担等内容，并附相关证据材料。

【訳文】第三者が財産保全のために保証による担保を提供するときは、人民法院に保証書を提出しなければならない。保証書には、保証人、保証の方式、保証の範囲、保証責任の負担等の内容を記載し、かつ、関連する証拠資料を添付しなければならない。

【原文】对财产保全担保，人民法院经审查，认为违反民法典、公司法等有关法律禁止性规定的，应当责令申请保全人在指定期限内提供其他担保；逾期未提供的，裁定驳回申请。

【訳文】財産保全の担保について、人民法院は、審査の結果、民法典、会社法等の関係する法律の禁止規定に違反すると認めるときは、保全申立人に対し、指定の期限内に他の担保を提供するよう命じなければならない。期限内に提供しないときは、申立てを却下する旨の裁定をする。

第七条

【原文】保险人以其与申请保全人签订财产保全责任险合同的方式为财产保全提供担保的，应当向人民法院出具担保书。

【訳文】保険者が保全申立人との間で財産保全責任保険契約を締結する方法により財産保全のために担保を提供するときは、人民法院に担保書を提出しなければならない。

【原文】担保书应当载明，因申请财产保全错误，由保险人赔偿被保全人因保全所遭受的损失等内容，并附相关证据材料。

【訳文】担保書には、財産保全の申立てに誤りがあったことにより被保全者が保全によって被った損失を保険者が賠償する旨等の内容を記載し、かつ、関連する証拠資料を添付しなければならない。

第八条

【原文】金融监管部门批准设立的金融机构以独立保函形式为财产保全提供担保的，人民法院应当依法准许。

【訳文】金融監督管理部門の承認を得て設立された金融機関が独立保証状の形式で財産保全のために担保を提供するときは、人民法院は、法に基づきこれを許可しなければならない。

第九条

【原文】当事人在诉讼中申请财产保全，有下列情形之一的，人民法院可以不要求提供担保：

【訳文】当事者が訴訟中に財産保全を申し立てた場合において、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、人民法院は、担保の提供を求めないことができる。

【原文】（一）追索赡养费、扶养费、抚育费、抚恤金、医疗费用、劳动报酬、工伤赔偿、交通事故人身损害赔偿的；

【訳文】（1）老親の扶養料、配偶者等の扶養料、子の養育費、弔慰金、医療費用、労働報酬、労災補償又は交通事故による人身損害の賠償を請求するとき。

【原文】（二）婚姻家庭纠纷案件中遭遇家庭暴力且经济困难的；

【訳文】（2）婚姻家庭紛争事件において家庭内暴力を受け、かつ、経済的に困窮しているとき。

【原文】（三）人民检察院提起的公益诉讼涉及损害赔偿的；

【訳文】（3）人民検察院が提起した公益訴訟が損害賠償に関わるとき。

【原文】（四）因见义勇为遭受侵害请求损害赔偿的；

【訳文】（4）正義のための勇敢な行為をしたことにより侵害を受け、損害賠償を請求するとき。

【原文】（五）案件事实清楚、权利义务关系明确，发生保全错误可能性较小的；

【訳文】（5）事件の事実が明確で、権利義務関係が明確であり、保全に誤りが生じる可能性が比較的小さいとき。

【原文】（六）申请保全人为商业银行、保险公司等由金融监管部门批准设立的具有独立偿付债务能力的金融机构及其分支机构的。

【訳文】（6）保全申立人が、商業銀行、保険会社等の、金融監督管理部門の承認を得て設立された独立して債務を弁済する能力を有する金融機関又はその支店等であるとき。

【原文】法律文书生效后，进入执行程序前，债权人申请财产保全的，人民法院可以不要提供担保。

【訳文】法律文書が効力を生じた後、執行手続に入る前に、債権者が財産保全を申し立てるときは、人民法院は、担保の提供を求めないことができる。

第十条

【原文】当事人、利害关系人申请财产保全，应当向人民法院提供明确的被保全财产信息。

【訳文】当事者又は利害関係人が財産保全を申し立てるときは、人民法院に被保全財産についての明確な情報を提供しなければならない。

【原文】当事人在诉讼中申请财产保全，确因客观原因不能提供明确的被保全财产信息，但提供了具体财产线索的，人民法院可以依法裁定采取财产保全措施。

【訳文】当事者が訴訟中に財産保全を申し立てた場合において、客観的な理由により被保全財産についての明確な情報を提供することが確かにできないが、具体的な財産の手がかりを提供したときは、人民法院は、法に基づき財産保全措置をとる旨の裁定をすることができる。

第十一条

【原文】人民法院依照本规定第十条第二款规定作出保全裁定的，在该裁定执行过程中，申请保全人可以向已经建立网络执行查控系统的执行法院，书面申请通过该系统查询被保全人的财产。

【訳文】 人民法院がこの規定第 10 条第 2 項の規定により保全の裁定をしたときは、当該裁定の執行過程において、保全申立人は、ネットワーク執行照会・管理システムを既に構築している執行裁判所に対し、当該システムを通じて被保全者の財産を照会するよう書面で申請することができる。

【原文】 申请保全人提出查询申请的，执行法院可以利用网络执行查控系统，对裁定保全的财产或者保全数额范围内的财产进行查询，并采取相应的查封、扣押、冻结措施。

【訳文】 保全申立人が照会の申請をしたときは、執行裁判所は、ネットワーク執行照会・管理システムを利用して、保全の裁定がされた財産又は保全額の範囲内の財産を照会し、かつ、相応の查封【訳者注：主に不動産等について、封印・登記等により処分を禁ずる措置】、差押え又は凍結の措置をとることができる。

【原文】 人民法院利用网络执行查控系统未查询到可供保全财产的，应当书面告知申请保全人。

【訳文】 人民法院は、ネットワーク執行照会・管理システムを利用しても保全することができる財産が見つからなかったときは、保全申立人に書面で告知しなければならない。

第十二条

【原文】 人民法院对查询到的被保全人财产信息，应当依法保密。除依法保全的财产外，不得泄露被保全人其他财产信息，也不得在财产保全、强制执行以外使用相关信息。

【訳文】 人民法院は、照会によって得た被保全者の財産情報について、法に基づき秘密を保持しなければならない。法に基づき保全した財産を除き、被保全者のその他の財産情報を漏洩してはならず、また、財産保全及び強制執行以外に関連情報を使用してはならない。

第十三条

【原文】 被保全人有多项财产可供保全的，在能够实现保全目的的情况下，人民法院应当选择对其生产经营活动影响较小的财产进行保全。

【訳文】 被保全者が保全することができる複数の財産を有する場合において、保全の目的を達成することができるときは、人民法院は、その生産経営活動への影響が比較的小さい財産を選んで保全しなければならない。

【原文】人民法院对厂房、机器设备等生产经营性财产进行保全时，指定被保全人保管的，应当允许其继续使用。

【訳文】人民法院は、工場建物、機械設備等の生産経営用財産を保全する場合において、被保全者を保管者に指定したときは、その継続使用を認めなければならない。

第十四条

【原文】被保全财产系机动车、航空器等特殊动产的，除被保全人下落不明的以外，人民法院应当责令被保全人书面报告该动产的权属和占有、使用等情况，并予以核实。

【訳文】被保全財産が自動車、航空機等の特殊な動産であるときは、被保全者の所在が不明である場合を除き、人民法院は、被保全者に対し、当該動産の権利帰属並びに占有及び使用等の状況を書面で報告するよう命じ、かつ、これを確認しなければならない。

第十五条

【原文】人民法院应当依据财产保全裁定采取相应的查封、扣押、冻结措施。

【訳文】人民法院は、財産保全の裁定に基づき、相応の查封、差押え又は凍結の措置をとらなければならない。

【原文】可供保全的土地、房屋等不动产的整体价值明显高于保全裁定载明金额的，人民法院应当对该不动产的相应价值部分采取查封、扣押、冻结措施，但该不动产在使用上不可分或者分割会严重减损其价值的除外。

【訳文】保全することができる土地、家屋等の不動産の全体の価額が保全裁定に記載された金額を明らかに上回るときは、人民法院は、当該不動産の相応する価額の部分について查封、差押え又は凍結の措置をとらなければならない。ただし、当該不動産が使用上不可分であるとき、又は分割によりその価値が著しく減損するときは、この限りでない。

【原文】对银行账户内资金采取冻结措施的，人民法院应当明确具体的冻结数额。

【訳文】銀行口座内の資金について凍結措置をとるときは、人民法院は、具体的な凍結額を明確にしなければならない。

第十六条

【原文】 人民法院在财产保全中采取查封、扣押、冻结措施，需要有关单位协助办理登记手续的，有关单位应当在裁定书和协助执行通知书送达后立即办理。针对同一财产有多个裁定书和协助执行通知书的，应当按照送达的时间先后办理登记手续。

【訳文】 人民法院が財産保全において查封、差押え又は凍結の措置をとるに当たり、関係する法人その他の団体による登記手続の協力を要するときは、当該法人その他の団体は、裁定書及び執行協力通知書の送達を受けた後、直ちにこれを行わなければならない。同一の財産について複数の裁定書及び執行協力通知書があるときは、送達を受けた時の先後に従い、登記手続を行わなければならない。

第十七条

【原文】 利害关系人申请诉前财产保全，在人民法院采取保全措施后三十日内依法提起诉讼或者申请仲裁的，诉前财产保全措施自动转为诉讼或仲裁中的保全措施；进入执行程序后，保全措施自动转为执行中的查封、扣押、冻结措施。

【訳文】 利害関係人が訴え提起前の財産保全を申し立て、人民法院が保全措置をとった後 30 日以内に法に基づき訴えを提起し、又は仲裁を申し立てたときは、訴え提起前の財産保全措置は、自動的に訴訟又は仲裁における保全措置に転換する。執行手続に入った後は、保全措置は、自動的に執行における查封、差押え又は凍結の措置に転換する。

【原文】 依前款规定，自动转为诉讼、仲裁中的保全措施或者执行中的查封、扣押、冻结措施的，期限连续计算，人民法院无需重新制作裁定书。

【訳文】 前項の規定により自動的に訴訟若しくは仲裁における保全措置又は執行における查封、差押え若しくは凍結の措置に転換したときは、期間は連続して計算し、人民法院は、改めて裁定書を作成することを要しない。

第十八条

【原文】 申请保全人申请续行财产保全的，应当在保全期限届满七日前向人民法院提出；逾期申请或者不申请的，自行承担不能续行保全的法律后果。

【訳文】保全申立人が財産保全の継続を申し立てるときは、保全期間の満了の7日前までに人民法院に申し立てなければならない。期限後に申し立て、又は申し立てなかったときは、保全を継続することができないことによる法的効果は、自ら負担する。

【原文】人民法院进行财产保全时，应当书面告知申请保全人明确的保全期限届满日以及前款有关申请续行保全的事项。

【訳文】人民法院は、財産保全を行うときは、保全申立人に対し、保全期間の満了日及び前項の保全の継続の申し立てに関する事項を明確に書面で告知しなければならない。

第十九条

【原文】再审审查期间，债务人申请保全生效法律文书确定给付的财产的，人民法院不予受理。

【訳文】再審の審査期間中に、債務者が効力を生じた法律文書で給付が確定された財産の保全を申し立てたときは、人民法院は、これを受理しない。

【原文】再审审理期间，原生效法律文书中止执行，当事人申请财产保全的，人民法院应当受理。

【訳文】再審の審理期間中に、元の効力を生じた法律文書の執行が中止されている場合において、当事者が財産保全を申し立てたときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

第二十条

【原文】财产保全期间，被保全人请求对被保全财产自行处分，人民法院经审查，认为不损害申请保全人和其他执行债权人合法权益的，可以准许，但应当监督被保全人按照合理价格在指定期限内处分，并控制相应价款。

【訳文】財産保全の期間中に、被保全者が被保全財産を自ら処分することを請求した場合において、人民法院は、審査の結果、保全申立人及びその他の執行債権者の合法的な権益を害しないと認めるときは、これを許可することができる。ただし、被保全者が合理的な価格により指定の期限内に処分するよう監督し、かつ、相応の代金を管理しなければならない。

【原文】被保全人请求对作为争议标的的被保全财产自行处分的，须经申请保全人同意。

【訳文】被保全者が係争目的物である被保全財産を自ら処分することを請求するときは、保全申立人の同意を得なければならない。

【原文】人民法院准许被保全人自行处分被保全财产的，应当通知申请保全人；申请保全人不同意的，可以依照民事诉讼法第二百二十五条规定提出异议。

【訳文】人民法院は、被保全者による被保全財産の自らの処分を許可したときは、保全申立人に通知しなければならない。保全申立人は、同意しないときは、民事訴訟法第 225 条【訳者注：現行の民事訴訟法では第 236 条】の規定により異議を申し立てることができる。

第二十一条

【原文】保全法院在首先采取查封、扣押、冻结措施后超过一年未对被保全财产进行处分的，除被保全财产系争议标的的，在先轮候查封、扣押、冻结的执行法院可以商请保全法院将被保全财产移送执行。但司法解释另有特别规定的，适用其规定。

【訳文】保全裁判所が最初に查封、差押え又は凍結の措置をとった後 1 年を超えて被保全財産を処分しないときは、被保全財産が係争目的物である場合を除き、先順位で順番待ちの查封、差押え又は凍結【訳者注：既に保全された財産について、後から重ねて行う查封等で、先の措置の解除後に効力を生ずるもの】をしている執行裁判所は、保全裁判所と協議して、被保全財産を執行のために移送するよう求めることができる。ただし、司法解释に別段の特別の定めがあるときは、その定めを適用する。

【原文】保全法院与在先轮候查封、扣押、冻结的执行法院就移送被保全财产发生争议的，可以逐级报请共同的上级法院指定该财产的执行法院。

【訳文】保全裁判所と先順位で順番待ちの查封、差押え又は凍結をしている執行裁判所との間で、被保全財産の移送について争いが生じたときは、段階を経て共通の上級裁判所に報告し、当該財産の執行裁判所の指定を求めることができる。

【原文】 共同の上級法院应当根据被保全财产的种类及所在地、各债权数额与被保全财产价值之间的关系等案件具体情况指定执行法院，并督促其在指定期限内处分被保全财产。

【訳文】 共通の上級裁判所は、被保全財産の種類及び所在地、各債権の額と被保全財産の価額との関係等の事件の具体的な状況に応じて執行裁判所を指定し、かつ、指定の期限内に被保全財産を処分するよう督促しなければならない。

第二十二條

【原文】 财产纠纷案件，被保全人或第三人提供充分有效担保请求解除保全，人民法院应当裁定准许。被保全人请求对作为争议标的的财产解除保全的，须经申请保全人同意。

【訳文】 財産紛争事件において、被保全者又は第三者が十分かつ有効な担保を提供して保全の解除を請求したときは、人民法院は、これを許可する旨の裁定をしなければならない。被保全者が係争目的物である財産について保全の解除を請求するときは、保全申立人の同意を得なければならない。

第二十三條

【原文】 人民法院采取财产保全措施后，有下列情形之一的，申请保全人应当及时申请解除保全：

【訳文】 人民法院が財産保全措置をとった後、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、保全申立人は、速やかに保全の解除を申し立てなければならない。

【原文】 （一）采取诉前财产保全措施后三十日内不依法提起诉讼或者申请仲裁的；

【訳文】 （1）訴え提起前の財産保全措置がとられた後 30 日以内に法に基づき訴えを提起せず、又は仲裁を申し立てないとき。

【原文】 （二）仲裁机构不予受理仲裁申请、准许撤回仲裁申请或者按撤回仲裁申请处理的；

【訳文】 （2）仲裁機関が仲裁申立てを受理せず、仲裁申立ての取下げを許可し、又は仲裁申立てを取り下げたものとして処理したとき。

【原文】（三）仲裁申请或者请求被仲裁裁决驳回的；

【訳文】（3）仲裁申立て又は請求が仲裁判断により棄却されたとき。

【原文】（四）其他人民法院对起诉不予受理、准许撤诉或者按撤诉处理的；

【訳文】（4）他の人民法院が訴えを受理せず、訴えの取下げを許可し、又は訴えを取り下げたものとして処理したとき。

【原文】（五）起诉或者诉讼请求被其他人民法院生效裁判驳回的；

【訳文】（5）訴え又は訴訟上の請求が他の人民法院の効力を生じた裁判により棄却されたとき。

【原文】（六）申请保全人应当申请解除保全的其他情形。

【訳文】（6）その他保全申立人が保全の解除を申し立てるべき事由があるとき。

【原文】人民法院收到解除保全申请后，应当在五日内裁定解除保全；对情况紧急的，必须在四十八小时内裁定解除保全。

【訳文】人民法院は、保全の解除の申立てを受けた後、5 日以内に保全を解除する旨の裁定をしなければならない。緊急の場合には、48 時間以内に保全を解除する旨の裁定をしなければならない。

【原文】申请保全人未及时申请人民法院解除保全，应当赔偿被保全人因财产保全所遭受的损失。

【訳文】保全申立人が速やかに人民法院に保全の解除を申し立てなかったときは、被保全者が財産保全により被った損失を賠償しなければならない。

【原文】被保全人申请解除保全，人民法院经审查认为符合法律规定的，应当在本条第二款规定的期间内裁定解除保全。

【訳文】被保全者が保全の解除を申し立てた場合において、人民法院は、審査の結果、法律の規定に適合すると認めるときは、本条第2項に規定する期間内に保全を解除する旨の裁定をしなければならない。

第二十四条

【原文】财产保全裁定执行中，人民法院发现保全裁定的内容与被保全财产的实际状况不符的，应当予以撤销、变更或补正。

【訳文】財産保全の裁定の執行中に、人民法院は、保全裁定の内容が被保全財産の実際の状況と一致しないことを発見したときは、これを取り消し、変更し、又は補正しなければならない。

第二十五条

【原文】申请保全人、被保全人对保全裁定或者驳回申请裁定不服的，可以自裁定书送达之日起五日内向作出裁定的人民法院申请复议一次。人民法院应当自收到复议申请后十日内审查。

【訳文】保全申立人又は被保全者は、保全の裁定又は申立てを却下する旨の裁定に不服があるときは、裁定書の送達の日から5日以内に、裁定をした人民法院に対し、1回に限り再議

【訳者注：同一の裁判所に対する不服申立て】を申し立てることができる。人民法院は、再議の申立てを受けた後10日以内に審査しなければならない。

【原文】对保全裁定不服申请复议的，人民法院经审查，理由成立的，裁定撤销或变更；理由不成立的，裁定驳回。

【訳文】保全の裁定に不服があり再議が申し立てられた場合において、人民法院は、審査の結果、理由があるときは、裁定を取り消し、又は変更する旨の裁定をし、理由がないときは、申立てを却下する旨の裁定をする。

【原文】对驳回申请裁定不服申请复议的，人民法院经审查，理由成立的，裁定撤销，并采取保全措施；理由不成立的，裁定驳回。

【訳文】申立てを却下する旨の裁定に不服があり再議が申し立てられた場合において、人民法院は、審査の結果、理由があるときは、裁定を取り消し、かつ、保全措置をとる旨の裁定をし、理由がないときは、申立てを却下する旨の裁定をする。

第二十六条

【原文】申请保全人、被保全人、利害关系人认为保全裁定实施过程中的执行行为违反法律规定提出书面异议的，人民法院应当依照民事诉讼法第二百二十五条规定审查处理。

【訳文】保全申立人、被保全者又は利害関係人が、保全の裁定の実施過程における執行行為が法律の規定に違反すると考えて書面で異議を申し立てたときは、人民法院は、民事訴訟法第 225 条【訳者注：現行の民事訴訟法では第 236 条】の規定により審査して処理しなければならない。

第二十七条

【原文】人民法院对诉讼争议标的以外的财产进行保全，案外人对保全裁定或者保全裁定实施过程中的执行行为不服，基于实体权利对被保全财产提出书面异议的，人民法院应当依照民事诉讼法第二百二十七条规定审查处理并作出裁定。案外人、申请保全人对该裁定不服的，可以自裁定送达之日起十五日内向人民法院提起执行异议之诉。

【訳文】人民法院が訴訟の係争目的物以外の財産を保全した場合において、事件外の者が、保全の裁定又は保全の裁定の実施過程における執行行為に不服があり、実体上の権利に基づき被保全財産について書面で異議を申し立てたときは、人民法院は、民事訴訟法第 227 条

【訳者注：現行の民事訴訟法では第 238 条】の規定により審査して処理し、かつ、裁定をしなければならない。事件外の者又は保全申立人は、当該裁定に不服があるときは、裁定の送達の日から 15 日以内に、人民法院に執行異議の訴えを提起することができる。

【原文】人民法院裁定案外人异议成立后，申请保全人在法律规定的期间内未提起执行异议之诉的，人民法院应当自起诉期限届满之日起七日内对该被保全财产解除保全。

【訳文】人民法院が事件外の者の異議に理由があるとの裁定をした後、保全申立人が法律に定める期間内に執行異議の訴えを提起しなかったときは、人民法院は、訴えの提起期間の満了の日から 7 日以内に、当該被保全財産について保全を解除しなければならない。

第二十八条

【原文】海事诉讼中，海事请求人申请海事请求保全，适用《中华人民共和国海事诉讼特别程序法》及相关司法解释。

【訳文】海事訴訟において、海事請求者が海事請求の保全を申し立てるときは、「中華人民共和国海事訴訟特別手続法」及び関連する司法解释を適用する。

第二十九条

【原文】本规定自 2016 年 12 月 1 日起施行。

【訳文】この規定は、2016 年 12 月 1 日から施行する。

訳注：現行性について。本規定は、2016 年 10 月 17 日に最高人民法院審判委員會第 1696 回會議で採択され（法釈〔2016〕22 号、2016 年 12 月 1 日施行）、2020 年 12 月 23 日の同第 1823 回會議で採択された「《最高人民法院关于人民法院扣押铁路运输货物若干问题的规定》等十八件执行类司法解释の改正に関する決定」（法釈〔2020〕21 号、2021 年 1 月 1 日施行）により第 6 条第 3 項が改正された（「物权法、担保法」が「民法典」に改められた。）。本訳は、改正後の条文による。2026 年 10 月 5 日現在、2020 年改正版が現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「最高人民法院关于人民法院办理财产保全案件若干问题的规定(2020 修正)」が「现行有效司法解释 法释〔2020〕21 号 2020.12.29 公布 2021.01.01 施行」と表示されることを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。